高知県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金交付要綱（案－１）

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」（平成 28 年３月７日付け厚生労働省発雇児 0307 第３号厚生労働事務次官通知。以下「国実施要綱」という。）及び「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について」（平成 28 年３月７日付け厚生労働省発雇児 0307 第６号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）が実施主体として行う「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」（以下「補助事業」という。）の運営に必要な貸付原資等の経費を対象として、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費、補助率及び補助額の範囲）

第３条　前条に規定する補助事業の補助対象経費及び補助率は、別表第１に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　規則第３条第１項及び第２項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第１号様式によるものとし、県税事務所で発行する全税目の納税証明書等納期限の到来した県税について滞納のないことを証するものを添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第５条　知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第６条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、補助事業を中止し、又は補助事業を廃止しようとする場合は、別記第２号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

（２）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

（３）　補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

（４）　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（５）　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

（６）　知事の承認を受けて補助事業を廃止する場合は、現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の貸付計画等を知事に報告するとともに、補助事業を廃止する時期までの貸付金の合計額を限度として知事が定める額を県に返還しなければならないこと。

（７）　補助事業を中止した場合には、知事が別に定めるところにより貸付金の返還金及び中止の時点における貸付原資等の残余額の金額に相当する金額を県に返還させることがあること。

（８）　前２号の規定による返還金のうち、未貸付金及び事務の運営費については、中止又は廃止後直ちに、その後において受け入れた貸付金の返還金については、毎年４月 30 日までに県に返還しなければならないこと。

（９）　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならないこと。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産処分が完了する日又は適化法施行例第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10)　国実施要綱第 11 の２の（２）に規定する返還債務の裁量猶予及び国実施

要綱第12の（２）に規定する返還債務の裁量免除を行う場合は、その妥当性について知事の承認を受けなければならないこと。

(11)　補助事業の遂行上、必要があると認めて知事が指示した事項については、これを遵守しなければならないこと。

(12)　補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取り扱いに準じて行わなければならないこと。

(13)　補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(14)　補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の概算払）

第７条　補助金は、知事が必要であると認めたときは、概算払をすることができるものとする。

２　補助事業者は、前項の規定に基づき、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第３号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第８条　補助事業者は、事業の廃止を行うまで、毎年度貸付状況等を知事に報告しなければならない。

２　前項の規定に基づく貸付状況等の報告書の様式は、別記第４号様式によるものとし、補助事業者は、知事の指定する日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第５号様式による事業実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の翌年度の４月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、第６条第14号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明ら

かになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、第６条第 14 号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第６号様式により知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

（報告等）

第 10 条　知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（グリーン購入）

第 11 条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第 12 条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附　則

１　この要綱は、平成 28 年９月 23 日から施行し、同年４月１日から適用する。

２　この要綱は、令和 10 年５月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条第３号から第９号まで、第８条、第９条第３項及び第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附　則

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年３月 24 日から施行する。

別表第１（第３条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率
１　児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付原資	知事が別に定める額	定額（＊）
２　上記１の事業実施に必要な事務費（人件費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び備品購入費等）	知事が別に定める額	

（＊）補助金額は、上記補助基準額と補助対象経費の実支出額とのいずれか低い額とする。

別表第２（第５条、第６条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。